

令和7年4月14日受付開始

龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助

＼過去2年以内に婚姻した30歳未満の方が対象／

龍ヶ崎市内で
新婚生活を
スタートすると

最大
10万円



※毎年度3月15日までが申請期限となります。(3月15日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで)
※予算額に達した場合は、申請期限を待たずに事業の受付を終了する場合があります。
※婚姻日から2年が経過すると申請ができませんので、予めご了承ください。

基本額

5万円

+

加算額

最大

5万円

原則として、下記の主な条件1～3に該当する方に補助します。

婚姻日から申請日までの期間で龍ヶ崎市内で消費した金額をキャッシュバックします。

※一部、除外品目あり

<この事業で対象となる方の主な条件>

条件
01



婚姻日時点で
申請者・配偶者等いずれかが
30歳未満

条件
02



申請日時点で
申請者・配偶者等いずれも
龍ヶ崎市への居住が3ヶ月経過

条件
03



申請日時点で
婚姻日から2年以内の申請

※上記は主な条件となります。詳細な条件は、裏面やお問い合わせで必ずご確認ください。
※イラストはイメージです。

問い合わせ

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 人口問題対策室



0297-64-1111 (内線376・377) ✉ miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

龍ケ崎市では、新婚生活をスタートする若者を経済的に支援することで、若者の活躍支援や活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、夫婦いずれかが30歳未満で結婚2年以内の方に対し、最大10万円の補助金を交付します。

事業の詳細はこちら



●どんな人が補助金をもらえる対象になるの？

申請には、以下の条件をすべてクリアする必要があります



対象者

- 1 申請日から過去2年以内に婚姻等の届出をしており、継続している
※戸籍謄本もしくは、公的証明書により婚姻等が確認できる
- 2 婚姻等の届出をした日（婚姻日）時点で、申請者・配偶者等いずれかが30歳未満
- 3 本市に住民登録をしてから申請者・配偶者等の双方が3ヶ月以上経過し、同居している
- 4 申請日から2年以上龍ケ崎市に居住する**意思がある方** **NEW**
※申請後2年未満に正当な理由なく市外へ転出した場合、補助金を返還していただきます
- 5 申請者・配偶者等双方に市税等の未納がない
- 6 申請者・配偶者等双方が暴力団員でない
- 7 （外国人の場合）永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- 8 過去にこの補助金を受けていない

●いくら補助金がもらえるの？



補助金額

最大

10万円

基本額

5万円

※対象要件にあえば
必ず支給する

+

加算額

5万円

※上記金額は
最大金額です

加算＝市内で消費した分をキャッシュバック

婚姻日から補助金の申請日までの期間に龍ケ崎市内で消費した商品・サービスが対象になります。

※一部対象外の商品等あります。事前にホームページでご確認ください。
※複数店舗の合算も可能です。



申請時にレシート（領収書）の
原本添付必要

●申請に必要な書類は？

以下の書類をすべて提出する必要があります。



必要な書類

- | | | |
|--|---|-----------------------|
| ☐ 申請書兼請求書（様式第1号） | } | 市HPより
ダウンロード可 |
| ☐ 対象経費内訳一覧（様式第2号）【加算額確認用】
+経費の領収書・レシート（原本のみ有効） | | |
| ☐ 戸籍の謄本の写し
※戸籍謄本上で婚姻関係が確認できない方は公的証明書 | } | 発行後、3ヶ月以内のもの
コピー不可 |
| ☐ 住民票の謄本の写し（続柄記載のもの）
※マイナンバーの記載がないもの | | |
- ※申請の受付は郵送でも可能です。